

# 自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引

解 体 業 許 可 申 請

破 砕 業 許 可 申 請

令和 4 年 3 月

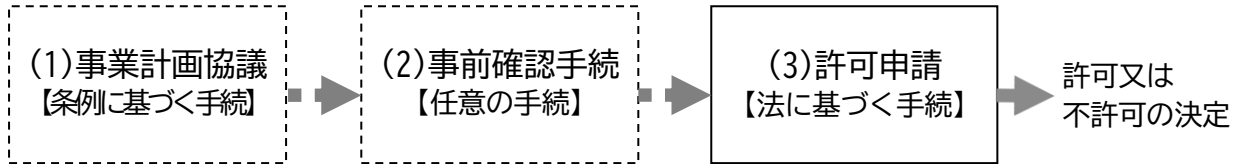
松本市環境エネルギー一部廃棄物対策課

# は じ め に

## 1 許可申請等に必要の手続

許可申請に当たっては、おおむね(1)事業計画協議、(2)事前確認手続、(3)許可申請の順に手続を進めてください。※

### 【手続の手順】



※ 必要の手続は申請内容により異なりますので、詳細は手引P. 1の「解体業・破砕業の許可申請等に必要の手続」を参照してください。

### (1) 事業計画協議

松本市では、地域の実情に即した廃棄物の処理施設の設置及び運営が図られるように「松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（以下「条例」という。）において、事業者と地元住民とが開かれた場において設置計画等について十分に話し合う機会及び地域住民等が知事に生活体験に基づく生活環境保全上の意見を提出できる機会を設けた事業計画協議の実施を定めています。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律。以下「法」という。）に基づく許可申請をしようとする者は、その申請に先立ち、この事業計画協議を行う必要があります。

なお、事業計画協議が不要な場合もありますので、詳細は手引P. 1の「解体業・破砕業の許可申請等に必要の手続」を参照の上、松本市廃棄物対策課にご相談ください。

### (2) 事前確認手続

法に基づく許可申請等をしようとする者は、事業計画協議の有無に関わらず、その申請に先立ちその事業計画の遵法性等について、事前確認手続を受けることができます。

事業計画協議を行う場合の事前確認手続のタイミングは事業計画協議概要説明会終了後～事業計画書提出前が最適です。

### (3) 法に基づく許可申請

法第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業を行う者は、解体業については法第60条第1項に基づく許可、破砕業については法第67条第1項に基づく許可を受ける必要があります。

なお、破砕業の許可申請の際に、処理能力が5 t/日を超える廃プラスチック類の破砕施設を設置する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受ける必要があります。

## 2 周辺地域への配慮等

法の許可を受けた者は、条例に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対して十分配慮するとともに関係住民との良好な関係を構築するよう努め、また、関係住民から環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努める必要があります。

# 目 次

○ 解体業・破碎業の許可申請等に必要な手続	1
○ 第1 条例に基づく事業計画協議	3
・計画初期段階における手続のフロー	4
・計画詳細段階における手続のフロー	5
・事業計画協議にあたっての留意点	6
・添付書類等	9
○ 第2 事前確認手続	10
・事前確認手続にあたっての留意点	11
・添付書類等	12
○ 第3 法に基づく申請・届出等	13
・申請・届出等のフロー	14
・申請・届出等にあたっての留意点	15
・添付書類等	19
○ 第4 様式集	22
<p>様式については、以下の松本市公式ホームページ内「自動車リサイクル法登録・許可申請」のページにも掲載しています。 <a href="https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/235/4487.html">https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/235/4487.html</a></p>	
○ 別 紙	
別紙1 欠格要件について	70
別紙2 後見等の登記事項証明書について	71
別紙3 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針	72
別紙4 廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針	74

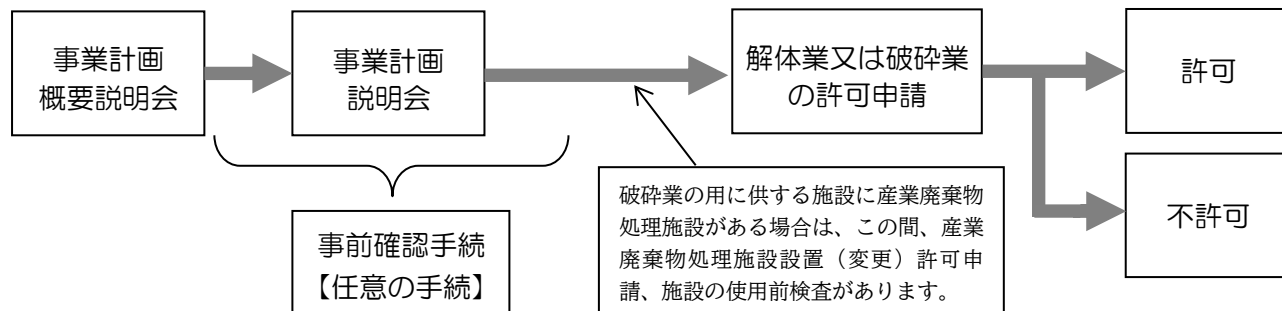
# 解体業・破碎業の許可申請等に必要な手続

解体業及び破碎業の許可申請等に係る必要な手続は、以下のとおりです。

## 1 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請（2以外の場合）

<対象となる申請>

- ・2以外の解体業若しくは破碎業に係る新規許可申請又は破碎業に係る変更許可申請

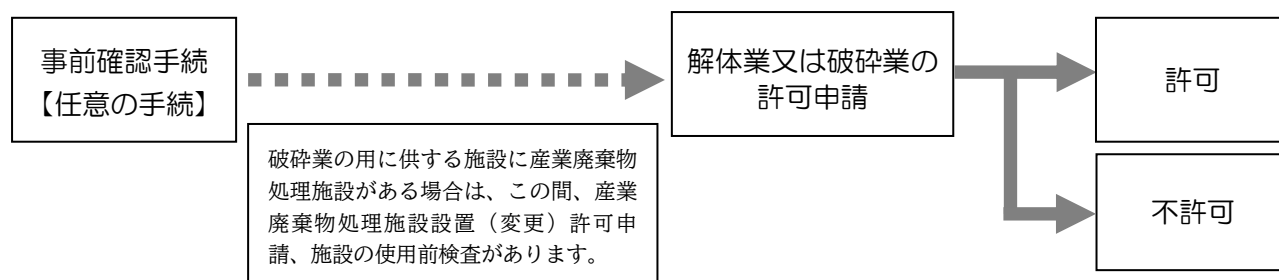


※事前確認手続のタイミングは事業計画概要説明会以降～事業計画書提出前が最適です。

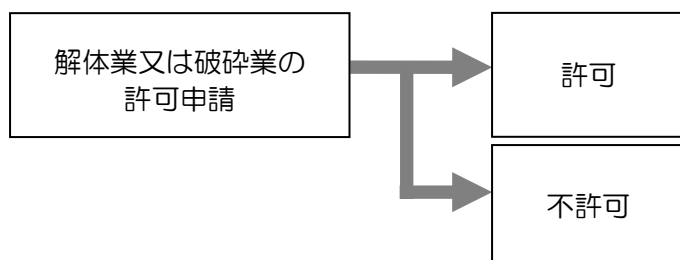
## 2 新規許可申請

<対象となる申請>

- ・事業計画協議を不要と市長が認めた者による新規許可申請



## 3 更新許可申請



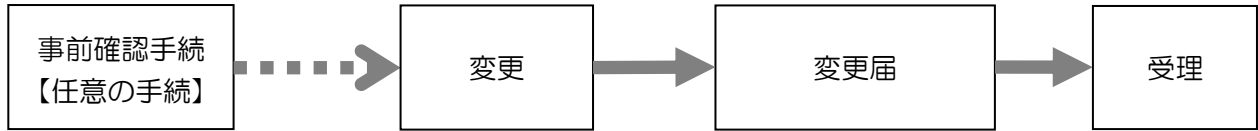
※破碎業の用に供する施設が産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可が必要な施設（1日当たりの処理能力が5tを超える廃プラスチック類の破碎施設）である場合は、本手引のほか「産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引」により、必要な手続を行ってください。

- 条例に基づく事業計画協議（事業計画概要説明会・事業計画説明会）・・・【手引P. 3へ】
- 事前確認手続・・・【手引P. 10へ】
- 法に基づく申請・届出等・・・【手引P. 13へ】

#### 4 事業の用に供する施設等を変更する場合の手續（変更届）

<対象となる届出>

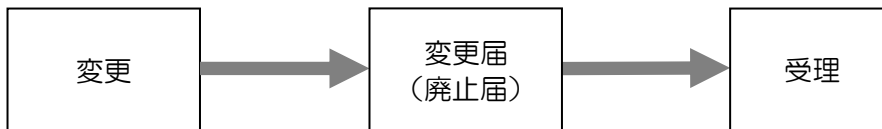
- ・事業の用に供する施設の変更
- ・業を行う事業所の所在地の変更
- ・保管場所の所在地に係る変更



#### 5 上記4に関する事項以外の変更の手續（変更届）

<対象となる届出>

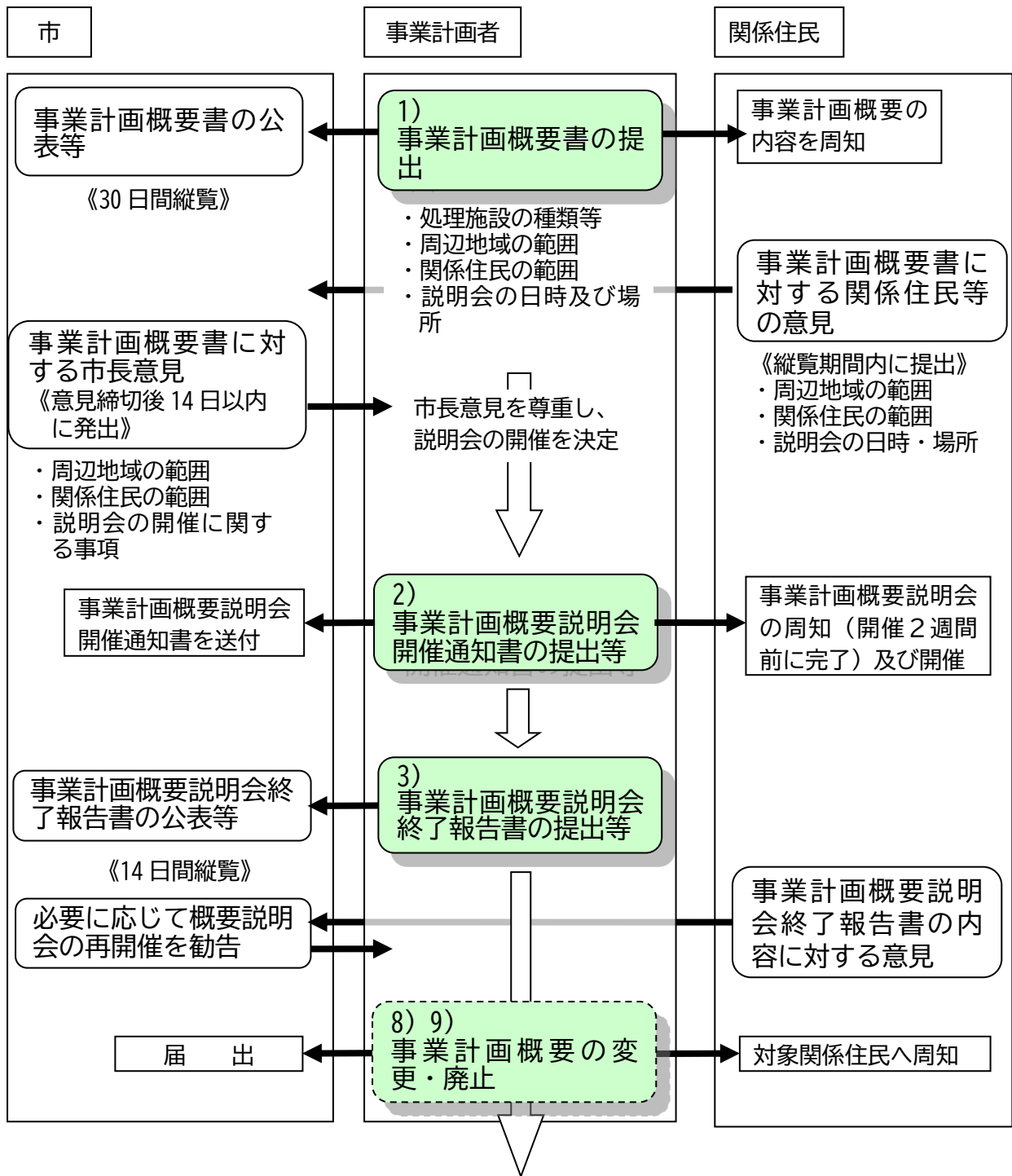
- ・事業の廃止
- ・氏名又は名称及び住所の変更
- ・事業所の名称及び所在地の変更
- ・役員の変更
- ・標準作業書の記載事項の変更 等



## 第1 条例に基づく事業計画協議

# 計画初期段階における手続のフロー

※計画概要段階…周辺地域の範囲を定めるための手続



## 【事前確認手続及び計画詳細段階へ】

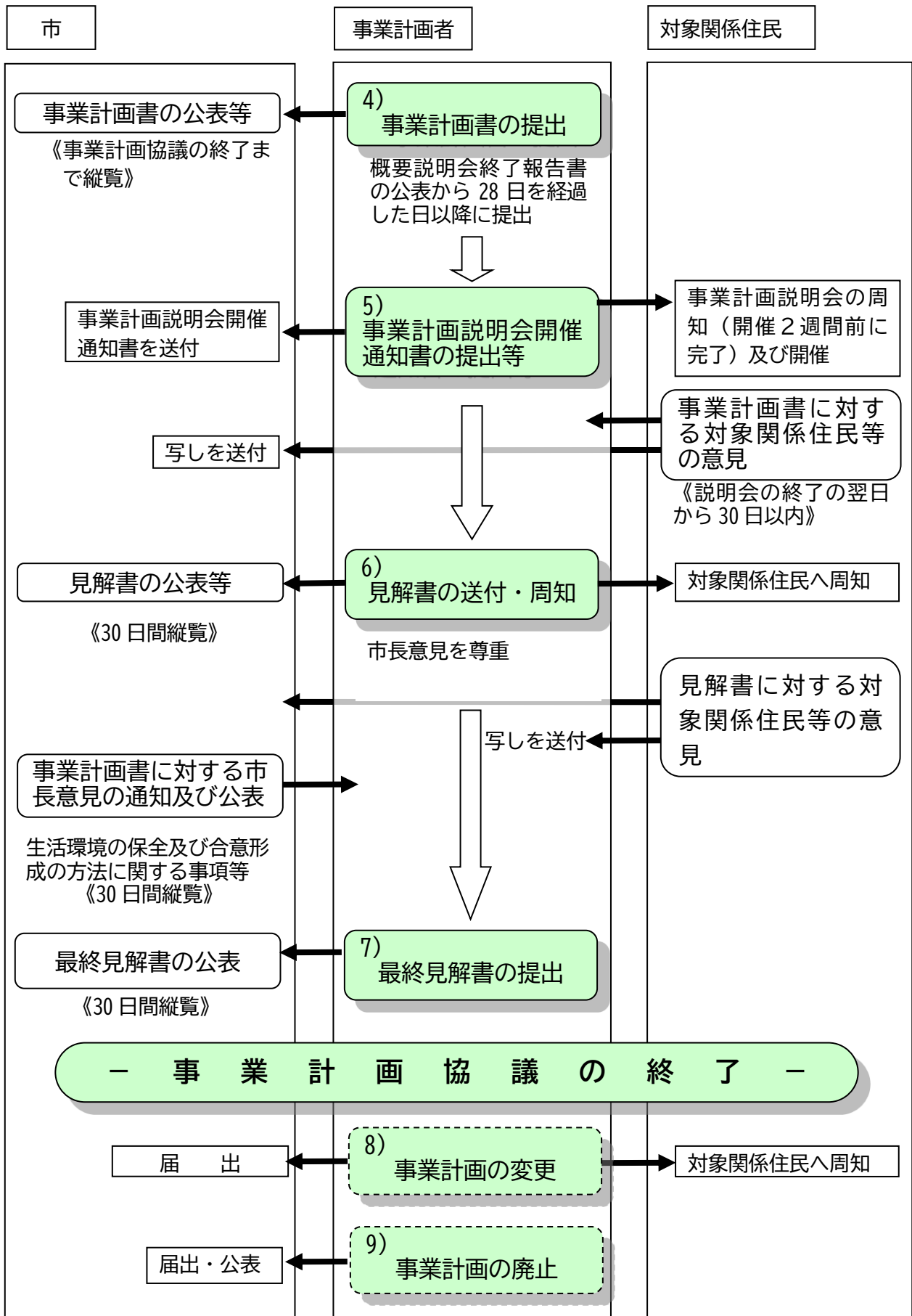
### 【事業内容の事前確認手続について】

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容が法の基準及び関係法令に抵触する部分がないかどうか市に確認を求めることができます。

市は、事業内容を事前に確認し、事前確認手続の時点において、法の基準及び関係法令に抵触する部分がないと判断したときは「確認通知書」を送付します。（手引P. 7及び手引P. 10以降に説明がありますのでご覧ください。）

# 計画詳細段階における手続のフロー

※計画詳細段階…事業計画の具体的な内容について話し合い、より良い計画とするための手続





## 事業計画協議にあたっての留意点

解体業若しくは破砕業の新規許可又は破砕業の変更許可を受けようとする事業計画者は、条例第 39 条の規定による事業計画協議に関し、下記の手続を行う必要があります。

なお、更新許可申請の場合は、事業計画協議を行う必要はありません。

### 1 事業計画概要書等の提出先

事業計画概要書等の提出先は、松本市廃棄物対策課です。

なお、書類の提出にあたっては、事前にご相談ください。

【窓口】

松本市役所 環境エネルギー部 廃棄物対策課  
 〒390-0851 松本市島内 7576-1 (松本クリーンセンター管理棟2階)  
 電話：0263-47-1350 (直通) FAX：0263-40-1335  
 ※松本市役所本庁舎(松本市丸の内3-7)ではありませんので、ご注意ください。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記してください。また、委任状(以下の(ア)～(ウ)に留意)を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。

### 2 提出部数(事業者控え分は含まれていません)

提出書類	提出部数
事業計画概要書 事業計画概要説明会終了報告書 事業計画書 見解書 事業計画変更届出書 最終見解書	2 部
事業計画概要説明会開催通知書 事業計画説明会開催通知書 事業計画廃止届出書	1 部

### 3 事業計画概要書等のサイズ

事業計画書等は、A4サイズ(日本産業規格A列4番)とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

### 4 事業計画協議の手続等について

#### (1) 事業計画概要書の提出等について

解体業又は破砕業を行う場合は、許可(変更許可)申請を行う前に、「事業計画概要書」(様式1)に表1-1に掲げる書類を添付し松本市廃棄物対策課へ提出してください。

併せて、事業計画概要の内容を関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知してください。

⇒ 周辺地域の選定にあたっては「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」(手引P. 72 別紙3)を、事業計画概要及び事業計画に係る説明会の実施にあたっては「廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」(手引P. 74 別紙4)を、それぞれ参照してください。(以下の松本市公式ホームページ内「自動車リサイクル法登録・許可申請」のページにも掲載しています。)

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/235/4487.html>

(2) 事業計画概要説明会開催通知書の提出等について

事業計画概要書の提出後、書面により通知される市長の意見を参考に、周辺地域の範囲、関係住民の範囲\*を決定し、事業計画概要説明会の開催日時及び場所を確定してください。なお、事業計画概要説明会の実施に当たっては、「事業計画概要説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し、松本市廃棄物対策課あてに提出するとともに、事前に相当な期間をおいて対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

\* 市長の意見に基づいて決定した周辺地域を「対象周辺地域」、関係住民を「対象関係住民」といいます。

(3) 事業計画概要説明会終了報告書の提出等について

事業計画概要説明会が終了した後、「事業計画概要説明会終了報告書」（様式3）に必要な事項を記入し松本市廃棄物対策課へ提出してください。

<事前確認手続について>

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容が法の基準に抵触する部分がないかどうか市に事前に確認を求めることができます。市は、事業計画の内容を事前に確認し、事前確認手続の時点において、法の基準に抵触する部分がないと判断したときは「事前確認手続に係る内容確認通知書」を送付します。

なお、この事前確認手続は、その内容、補正の状況等により相応の期間を要します。事業計画概要説明会終了報告書を提出した後であって、かつ、許可申請前であればいつでも行うことができますが、事業計画概要説明会終了後から事業計画書提出前に行っていただくのが最適です。事前確認手続の詳細については、「第2 事前確認手続」（手引P. 10）を参照してください。

(4) 事業計画書の提出等について

事業計画概要説明会終了報告書を提出し、当該報告書の公表の翌日から 28 日経過した日以後に、「事業計画書」（様式4）に表1-2に掲げる書類を添付して松本市廃棄物対策課へ提出してください。

また、事業計画書を事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

(5) 事業計画説明会開催通知書の提出等について

事業計画書の提出後、事業計画説明会を開催するときは、「事業計画説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し、松本市廃棄物対策課あてに提出するとともに、事前に相当な期間をおいて対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

(6) 見解書の送付・周知について

対象関係住民等から事業計画書に対する意見書の送付を受けたときは「見解書」（様式5）に必要な事項を記入し、また、意見書の送付がなかった場合でもその旨を「見解書」（様式5）に記載し、どちらの場合も対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知を行ってください。併せて、見解書及び意見書の写しを松本市廃棄物対策課へ提出してください。

また、見解書は、事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、閲覧できるようにしてください。

(7) 最終見解書の提出について

事業計画に対する市長の意見を受けたときは、「最終見解書」（様式6）に必要な事項を記載し、松本市廃棄物対策課へ提出してください。

なお、当該最終見解書の提出をもって事業計画協議は終了となります。

(8) 事業計画の変更について

事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、「事業計画変更届出書」（様式7）に必要な事項を記載し、松本市廃棄物対策課へ提出してください。

なお、変更届の内容によっては、事業計画協議の手続の全部又は一部を再度実施するよう市長から勧告されることがあります。

(9) 事業計画の廃止について

事業計画を廃止するときは、事業計画廃止届出書（様式 8）に必要な事項を記載し、松本市廃棄物対策課へ提出してください。

5 その他

(1) 同時期に、使用済自動車等の処理工程を含む事業計画について、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る協議を行う場合は、解体業若しくは破碎業の許可又は破碎業の変更許可に係る協議とあわせて実施できますので、事前にご相談ください。

(2) 事業計画者が事業計画協議の一部又は全部を行わずに法の規定に基づく許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを市長から勧告されることがあります。

また、事業計画に対する市長の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを市長から勧告されることがあります。

なお、事業計画者が当該勧告に従わない場合は、その勧告内容が公表されます。

## 事業計画協議に係る添付書類

表1-1 事業計画概要書関係

- (1) 当該施設の付近の見取図
- (2) 処理工程図
- (3) 処理施設の概要等を示す図面、カタログ等
- (4) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (5) その他市長が必要と認める書類

表1-2 事業計画書関係

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為（原本証明したもの）
- (2) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (3) 解体業又は破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）
- (4) 関係法令に基づく手続が必要な場合は、当該手続がなされていることを証する書類
- (5) 標準作業書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

## 第2 事前確認手続

## 事前確認手続※にあたっての留意点

以下の申請等をしようとする者は、条例の手続の有無にかかわらず、行おうとする事業の内容について事前確認手続を受けることができます。

- ・解体業又は破砕業の新規（変更）許可申請を行おうとする者
- ・解体業又は破砕業を行う事業所の所在地を変更しようとする者
- ・保管場所の所在地を変更しようとする者
- ・事業の用に供する施設を変更しようとする者

※条例に基づき事業計画協議を行っている方については、事業計画概要説明会終了報告書提出後に行ってください。

### 1 事前確認手続依頼書の提出先

事前確認手続依頼書の提出先は、松本市廃棄物対策課です。  
なお、書類の提出に当たっては、事前にご相談ください。

【窓口】

松本市役所 環境エネルギー部 廃棄物対策課 〒390-0851 松本市島内 7576-1 （松本クリーンセンター管理棟2階） 電話：0263-47-1350（直通） FAX：0263-40-1335 ※松本市役所本庁舎（松本市丸の内3-7）ではありませんので、ご注意ください。
---

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

事前確認手続依頼書の提出部数は原則として1部です。

### 3 事前確認手続依頼書のサイズ

事前確認手続依頼書は、A4サイズ（日本産業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

### 4 事前確認手続依頼書の提出

解体業にあつては解体業事前確認手続依頼書（様式9）、破砕業にあつては破砕業事前確認手続依頼書（様式10）に表2-1に掲げる書類のうち必要な書類を添付して提出してください。

## 事前確認手続に係る添付書類

表2-1 事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）  
 変更事項に係る場合に添付が必要な書類  
 - 添付不要な書類

	新規許可	変更許可	変更届
(1) 解体業又は破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）	○	○	□
(2) 上記施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）※	○	□	□
(3) 事業計画書及び収支見積書（解体業は様式 20、破砕業は様式 21）	○	○	□
(4) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。新規許可申請の場合のみ現在事項全部証明書でも可。）	○	□	□
(5) 関係法令に基づく手続が必要な場合は、当該手続がなされていることを証する書類	○	□	□
(6) 連絡先（様式 25）	○	□	□
(7) 関係住民への説明の経過を記した書類*（説明内容に対して出された意見・質問、その意見・質問に対する回答や対応等を記載した書類、及び、関係住民に対する説明資料の写しを含む。）（注） *地元区等と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書の写し（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類におきかえることができます。	-	-	○
(8) 標準作業書の写し	○	○	□
(9) その他市長が必要と認める書類	○	□	□
（注）(7)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。 ・ 条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続を受ける者 ・ 生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと認められる変更を行おうとする者			

※ 所有権を有することを証する書類（不動産登記の登記事項証明書等）について、取得等が見込みの場合はその旨を説明する書類を添付し、許可申請時に所有権を有することを証する書類を必ず添付してください。

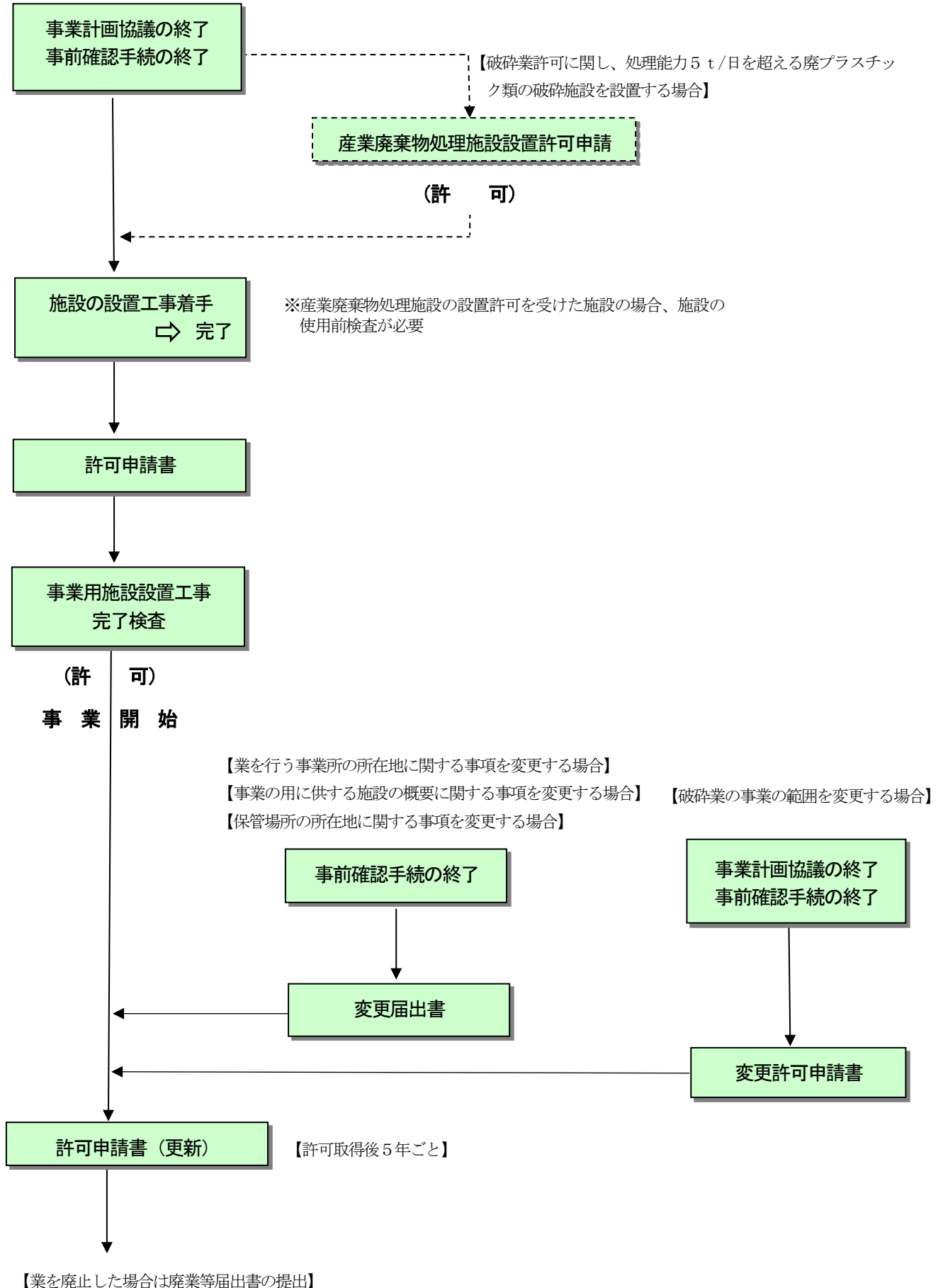
公的機関の証明書の原本写しの提出について  
 公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則として原本としますが、市の確認を受けたものにあつては原本の写しをもって代えることができます。（この場合、必ず原本を持参又は送付してください。）

### 第3 法に基づく申請・届出等



# 申請・届出等のフロー

許可を取得する場合や、許可取得後に生じる変更等の事項については、下記のような書類の提出が必要になります。



## 申請・届出等にあたっての留意点

法の規定に基づく各申請・届出に係る手続については、下記のとおりです。

### 1 申請書等提出先

申請書等の提出先は、松本市廃棄物対策課です。提出に当たっては事前にご相談ください。（届出等の内容によっては郵送で受け付けることも可能です）

なお、事業所の所在地が長野市内の場合は長野市廃棄物対策課（電話番号：026-224-7320）に、それ以外の長野県内の場合は長野県資源循環推進課（電話番号：026-235-7164）に、それぞれお問い合わせください。

#### 【窓口】

松本市役所 環境エネルギー部 廃棄物対策課  
〒390-0851 松本市島内 7576-1 （松本クリーンセンター管理棟2階）  
電話：0263-47-1350（直通） FAX：0263-40-1335  
※松本市役所本庁舎（松本市丸の内3-7）ではありませんので、ご注意ください。

### 2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

許可申請書等各種書類の提出部数は1部です。

### 3 申請手数料

許可（更新許可・変更許可を含む。）申請には申請手数料が必要ですので、松本市発行の納付書により、取り扱いのある金融機関で納めてください。手数料の額は次のとおりです。

- (1) 解体業の新規許可・・・78,000円
- (2) 解体業の許可の更新・・・70,000円
- (3) 破碎業の新規許可・・・84,000円
- (4) 破碎業の許可の更新・・・77,000円
- (5) 破碎業の事業範囲の変更の許可・・・67,000円

#### 【手数料の納付について】

納付書の発行方法は、郵送または当課窓口での手渡しのいずれかになりますので、ご希望の発行方法を事前にご連絡ください。（連絡先：松本市役所 廃棄物対策課 0263-47-1350）

郵送希望の場合は手数料納付申出書（参考様式）をメール等でご提出いただく必要があります。

なお、納付された手数料は原則として還付することはできません。

### 4 申請書等のサイズ

申請書等は、A4サイズ（日本産業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

### 5 許可申請書等の提出

◎ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。

#### (1) 新規許可申請について

事業計画協議及び事前確認手続終了後、施設（産業廃棄物処理施設を除く。）の設置を行った後、解体業にあつては「解体業許可申請書」（様式11）に、破碎業にあつては「破碎業許可申請書」（様式12）に表3-1に掲げる書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、『6 添付書類の省略について』を参照してください。

なお、破碎業で、処理能力が5t/日を超える廃プラスチック類の破碎施設を設置する場合は、別途廃棄

物処理法第15条（第15条の2の6）に規定する廃棄物処理施設の設置（変更）の許可を取得する必要があります。（『8 その他（2）廃棄物処理法の許可対象施設』参照）

(2) 変更許可申請について

破砕業の事業の範囲（破砕前処理のみ・破砕処理のみ・破砕前処理と破砕処理の両方）を変更する場合は、事業計画協議及び事前確認手続終了後に施設の設置を行った後、「破砕業の事業の範囲の変更許可申請書」（様式13）に表3-1に掲げる書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、『6 添付書類の省略について』を参照してください。

また、事業範囲の変更に伴い、処理能力が5 t/日を超える廃プラスチック破砕施設を設置する場合は、別途廃棄物処理法第15条（第15条の2の6）に規定する廃棄物処理施設の設置（変更）の許可を取得する必要があります。（『8 その他(2)廃棄物処理法の許可対象施設』参照）

(3) 更新許可申請について

解体業及び破砕業の許可の有効期間は5年間です。

有効期間後も業を行う場合は、許可更新が必要ですので、許可期限のおおむね2か月前までに、解体業にあつては「解体業許可の更新申請書」（様式11）に、破砕業にあつては「破砕業許可の更新申請書」（様式12）に表3-1に掲げる書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、『6 添付書類の省略について』を参照してください。

(4) 変更届について

表3-2に掲げる事項に変更があつたときは、解体業にあつては「解体業変更届出書」（様式14）に、破砕業にあつては「破砕業変更届出書」（様式15）に、表3-2に掲げる書類のうち変更に係るもの及び「誓約書」（様式19）を添付の上、変更の日から30日以内に届け出てください。

なお、変更届の提出が当該変更の日から30日を経過した日以降となつた場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

(5) 廃業等届について

許可に係る業を廃止した場合は、解体業にあつては「解体業廃業等届出書」（様式17）に、破砕業にあつては「破砕業廃業等届出書」（様式18）に許可証を添付の上、廃止の日から30日以内に届け出てください。

なお、廃業届の提出が当該廃業の日から30日を経過した日以降となつた場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

6 添付書類の省略について

新規許可申請書、変更許可申請書又は変更届出書の提出において、事前確認において提出された書類であつてその内容に変更がないものは、提出を省略することができます。

なお、更新許可申請書の提出において、その内容に変更がない場合に限り、添付書類表3-1のうち(2)及び(3)を省略することができます。

いずれの場合も「添付書類の省略について」（解体業は様式22、破砕業は様式23）を提出してください。

7 先行許可証について

新規許可申請及び変更許可申請の提出において、他に解体業若しくは破砕業の許可又は廃棄物処理法の規定に基づく産業廃棄物処理業等の許可を受けていれば、添付書類表3-1のうち(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)を省略することができます。（更新許可申請は対象ではありません。）

なお、その際は、「住民票等の省略について」（様式24）と当該許可証の写しを添付してください。

先行許可証として利用できるのは、以下のいずれかの条件を満たし、許可の日から起算して5年を経過しない許可証です。

- ・法関係の許可証で、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。
- ・産業廃棄物処理業関係の許可証で、「……第XX条第XX項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。

## 8 その他

### (1) 許可基準について

許可（更新許可を含む。）及び変更許可を受けようとする者が、次の要件のいずれをも満たしていなければ許可できませんので、ご注意ください。

ア 事業の用に供する施設及び申請者の能力（標準作業書を作業従事者に周知していること及び経理的基礎を有すること）が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして法施行規則第57条又は第62条に定められた基準に適合していること。

イ 法に規定する欠格要件（手引P.70 別紙1）に該当していないこと。

### (2) 廃棄物処理法の許可対象施設

破砕業の許可申請等の際に、処理能力が5 t/日を超える廃プラスチック類の破砕施設を設置する場合は、法の申請等に先立ち、産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可に係る事業計画協議、事前確認手続及び廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設設置許可申請をしてください。

なお、破砕業の許可申請を伴う場合は、事業計画協議を事前に行ってください。

### (3) 電子マニフェスト（移動報告）制度（法第81条関係）

使用済自動車等の引取り・引渡しを行う場合には、法第81条第7項から第12項までに基づき電子マニフェストを利用した情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センターをいう。以下同じ。）への引取・引渡実施報告を行うこととされています。

法に基づく登録・許可（引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業）を受けた際は、情報管理センターの管理する自動車リサイクルシステムにおいて、事業者登録の手続を行ってください。

なお、当該登録については下記にお問い合わせください。

<問合せ先>

公益財団法人自動車リサイクル促進センター  
コンタクトセンター

受付時間：9：00～18：00（土日祝日・年末年始を除く。）

電話番号：050-3786-7755

【自動車リサイクルシステムのホームページ（各種申請書書式）】

<https://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html?1473985778870>

### (4) 法に基づく義務について

解体業者及び破砕業者には、法の規定に基づき、エアバッグ類の回収や自動車リサイクルシステムによる移動報告等を行う義務があります。

法の概要については、以下の長野県ホームページ「自動車リサイクルながの」を参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/jidosha/index.html>

## 9 処理を行った使用済自動車等に係る記録及び閲覧

条例により、解体業者及び破砕業者は、事業場に帳簿を備え置き、関係住民等の求めに応じて開示することとされています。

処理施設に係る下記の事項について記録し、その記録を3年間備え置いてください。

これらの記録は、関係住民等からの閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

記録が必要な場合	記録する事項	備考
使用済自動車等を処理した場合※	使用済自動車等の種類及び数量	各月ごとにまとめる。 また、処理を行った月の翌月末までに記録・備え置きする。
生活環境影響調査に係る事項（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水）の測定を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定位置</li> <li>・測定年月日</li> <li>・測定結果の得られた年月日</li> <li>・測定結果</li> </ul>	測定結果の得られた日の翌月末までに記録・備え置きする。
施設の点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検年月日</li> <li>・点検結果</li> </ul>	点検を行った日の翌月末までに記録・備え置きする。

※ 情報管理センターへの移動報告をもって処理に関する記録に代えることは差し支えありません。

## 申請・届出等に係る添付書類

表3-1 許可申請関係

- (1) 欠格要件に該当しないことを誓約する書面（様式19）
- (2) 解体業又は破砕業\*の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（住宅地図等の写し）  
\*破砕業の用に供する施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可を受けている施設である場合は不要。
- (3) 上記(2)に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
- (4) 事業計画書及び収支見積書（解体業は様式20、破砕業は様式21）
- (5) 申請者が個人である場合は、住民票の写し及び後見等登記事項証明書\*
- (6) 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書\*
- (7) 申請者が法人である場合は、役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書\*
- (8) 申請者が法人である場合は、発行済株式総数又は出資の額の100分の5以上を有する者の、株式数又は出資金額を記載した書類並びに住民票の写し及び後見等登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、その法人の商業・法人登記の登記事項証明書）\*
- (9) 申請者に法施行令第5条に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書\*
- (10) 申請者が未成年者で、その法定代理人が個人である場合は、その法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書\*
- (11) 申請者が未成年者で、その法定代理人が法人である場合は、その法定代理人の定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書\*
- (12) 連絡先（様式25）
- (13) 標準作業書の写し
- (14) その他知事が必要と認める書類

※ 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（手引P.71 別紙2参照）、商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書。新規許可申請の場合のみ現在事項全部証明書でも可。）及び不動産登記の登記事項証明書を添付する場合には、申請日前3か月以内に発行されたもの（事前確認手続を行い確認済みの場合は6か月以内）を添付してください。なお、後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

表3-2 変更届出書関係

変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・住民票の写し<sup>※</sup></li> </ul>
事業所の名称及び所在地	<p>（所在地を変更する場合は、以下の書類。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し）</li> <li>・施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）</li> </ul>
役員（相談役、顧問等を含む。）の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書<sup>※</sup></li> <li>・商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
法施行令第5条に定める使用人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書<sup>※</sup></li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
法定代理人が個人である場合に、その氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書<sup>※</sup></li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
法定代理人が法人である場合に、その名称及び住所、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人の定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> </ul>
法定代理人が法人である場合に、その役員の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書<sup>※</sup></li> <li>・法定代理人の商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>
事業の用に供する施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し）</li> <li>・施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）</li> </ul>
標準作業書の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準作業書の写し</li> </ul>
解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該許可証の写し</li> </ul>
業を行う事業所以外の場所で解体自動車等の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する所在地、面積、保管量の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（住宅地図等の写し）</li> <li>・施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）</li> </ul>
破砕業の用に供する施設が、廃棄物処理施設の設置（変更）許可を受けている場合は、当該許可年月日及び許可番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該許可証の写し</li> </ul>

変 更 事 項	添 付 書 類
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任者の住民票の写し及び後見等登記事項証明書*</li> <li>・ 株主等が法人である場合は、その法人の商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの）</li> <li>・ 役員等の変更に係る新旧対照表（様式16）</li> </ul>

※ 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（手引P.71 別紙2参照）、商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び不動産登記の登記事項証明書は、申請日前3か月以内に発行されたもの（事前確認手続きを行い確認済みの場合は6か月以内）を添付してください。なお、後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。



## 第4 様 式 集

## 目 次

(様式1) 事業計画概要書	24
(様式2) 事業計画概要説明会開催通知書、事業計画説明会開催通知書	26
(様式3) 事業計画概要説明会終了報告書	27
(様式4) 事業計画書	29
(様式5) 見解書	33
(様式6) 最終見解書	34
(様式7) 事業計画変更届出書	35
(様式8) 事業計画廃止届出書	36
(様式9) 解体業事前確認手続依頼書	37
(様式10) 破碎業事前確認手続依頼書	40
(様式11) 解体業許可(許可の更新)申請書	43
(様式12) 破碎業許可(許可の更新)申請書	47
(様式13) 破碎業の事業の範囲の変更許可申請書	51
(様式14) 解体業変更届出書	55
(様式15) 破碎業変更届出書	56
(様式16) 役員等の変更に係る新旧対照表	57
(様式17) 解体業廃業等届出書	58
(様式18) 破碎業廃業等届出書	59
(様式19) 誓約書	60
(様式20) 事業計画書及び収支見積書(解体業)	61
(様式21) 事業計画書及び収支見積書(破碎業)	63
(様式22) 添付書類の省略について(解体業)	65
(様式23) 添付書類の省略について(破碎業)	66
(様式24) 住民票等の省略について	67
(様式25) 連絡先等	68
(参考様式) 手数料納付申出書	69

様式については、以下の松本市公式ホームページ内「自動車リサイクル法登録・許可申請」のページにも掲載しています。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/235/4487.html>

### 別 紙

別紙1 欠格要件について	70
別紙2 後見等登記事項証明書について	71
別紙3 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針	72
別紙4 廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針	74

### (注)

規 則・・・使用済自動車の再資源化に関する法律施行規則(法施行規則)  
条例規則・・・廃棄物の適正な処理の確保等に関する条例施行規則

(様式1) 条例規則様式第18号(第38条関係)

事業計画概要書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先(電話)

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

事業計画の概要について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第40条の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^2/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$	
※変更の概要	変更前	変更後
※周辺地域の範囲及びその根拠	範囲	
	根拠	

※関係住民の範囲及びその根拠	範囲	
	根拠	
※事業計画概要説明会の開催の日時及び場所	日時	
	場所	所在地 会場名

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第39条第4号、第6号、第10号、第14号、第16号、第19号、第23号又は第27号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。
- 2 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式2) 条例規則様式第20号(第42条、第46条関係)

事業計画概要説明会開催通知書  
事業計画説明会開催通知書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先(電話)

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

事業計画概要説明会(事業計画説明会)を開催するので、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第3項(第48条第2項)の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所	日時
	場所 所在地 会場名

備考 「事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式3) 条例規則様式第21号 (第43条関係)

事業計画概要説明会終了報告書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

事業計画概要説明会の終了 (全部又は一部を開催しなかったこと) について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第45条第1項の規定により報告します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日 ( ) 時間$ $t/日 ( ) 時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地 (積替保管場所) の面積 $m^2$ 埋立 (保管) 容量 $m^3$
※ 周知に関する事項	周知の方法	
	周知をした地域	
	周知をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
※ 開催に関する事項	日時	
	場所	所在地 会場名
	参加者数	名
	説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名	
	質疑の概要	

説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあつては、その理由	
--------------------------------	--

備考

- 1 「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。
- 2 説明のために使用した資料を添付すること。
- 3 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式4) 条例様式第23号(第44条関係)

事業計画書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先(電話)

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業計画について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m <sup>2</sup> 埋立(保管)容量 m <sup>3</sup>	
※変更の概要	変更前	変更後



※廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	
※廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	

<p>悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置</p>	
<p>その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項</p>	
<p>※最終処分場の災害防止のための計画</p>	
<p>※最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画</p>	
<p>※廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</p>	
<p>※廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項</p>	
<p>※対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項</p>	
<p>※廃棄物の処理に伴い生ずる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項</p>	
<p>種類</p>	
<p>区分</p>	<p>自家処理 ・ 委託処理</p>

処理の方法		
	(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)	
※対象周辺地域の範囲		
※対象関係住民の範囲		
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間		
場所		
期間	年 月 日から 年 月 日まで	
時間	時から 時まで	
※ 事業計画説明会の開催の日時及び場所	日時	
	場所	1 所在地 2 会場名

備考

- 1 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「変更の概要」の欄は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第39条第3号、第4号、第6号、第9号、第10号、第13号、第14号、第16号、第19号、第22号、第23号、第26号又は第27号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。
- 3 「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項」の欄は、条例第39条第5号、第6号、第15号又は第16号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。

(様式5) 条例規則様式第25号(第48条関係)

見解書

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先(電話)

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第50条第1項の規定による意見書に対する見解については、次のとおりです。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
※送付された意見の内容(要旨)	
※見解の内容	

備考 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式6) 条例規則様式第26号(第52条関係)

最終見解書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先(電話)

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

市長の意見に対する見解について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第1項の規定により提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
市長の意見に対する見解	

備考 「市長の意見に対する見解」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式7) 条例規則様式第27号 (第53条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

事業計画の変更について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定により届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ ( ) 時間	
	$t/日$ ( ) 時間	
	$m^3/時間$	
	$t/時間$	
	埋立地 (積替保管場所) の面積	$m^2$
	埋立 (保管) 容量	$m^3$
変更の内容	変更前	変更後

備考

- 1 「廃棄物の処理施設の設置の場所」から「廃棄物の処理施設の処理能力」までの各欄については、事業計画書に記載した内容を記載すること。
- 2 「変更の内容」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式8) 条例規則様式第28号(第54条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

(宛先) 松本市長

住 所

氏 名

連絡先(電話)

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

事業計画の廃止について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第56条第1項の規定により届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 $m^2$ 埋立(保管)容量 $m^3$
廃止の理由	

備考 「廃止の理由」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

解体業事前確認手続依頼書(新規・変更届)

年 月 日

松本市長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用済自動車の解体業に係る事前確認依頼書を提出しますから、確認してください。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
		電話番号
事業の用に供する施設の概要		
変更の内容※	新	旧
変更の理由※		
他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)



<p>他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）</p>	<p>都道府県・市名</p>	<p>許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）</p>
<p>解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</p>		
<p>標準作業書の記載事項</p>		
<p>使用済自動車及び解体自動車の保管方法</p>		
<p>廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法</p>		
<p>使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）</p>		
<p>油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）</p>		
<p>使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法</p>		
<p>使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法</p>		
<p>使用済自動車及び解体自動車の運搬方法</p>		
<p>解体業の用に供する施設の保守点検の方法</p>		
<p>火災予防上の措置</p>		

- 備考
- 1 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 2 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 3 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 5 ※の欄は変更の届出をしようとする場合に記載すること。

(様式10) 要領様式第14号

破 碎 業 事 前 確 認 手 続 依 頼 書 ( 新 規 ・ 変 更 許 可 ・ 変 更 届 )

年 月 日

松本市長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用済自動車の破碎業に係る事前確認依頼書を提出しますから、確認してください。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)	電話番号	
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第	号
変更の内容※	新		旧
変更の理由※			
他に解体業又は破碎業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名		許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	
標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	

	火災予防上の措置	
--	----------	--

- 備考
- 1 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 2 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 3 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 5 ※の欄は変更の届出をしようとする場合に記載すること。

(様式11) 規則様式第5 (第55条関係)

許 可  
解体業 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	年 月 日

松 本 市 長 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 61 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	電話番号
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限								
<p>役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏 名</th> <th>役職名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所			
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所						
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏 名</th> <th>役職名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所			
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所						
<p>法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏 名	住 所				
(ふりがな) 氏 名	住 所							
<p>法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>(郵便番号)  電話番号</td> </tr> </tbody> </table>			名 称		(ふりがな) 代表者の氏名		住 所	(郵便番号)  電話番号
名 称								
(ふりがな) 代表者の氏名								
住 所	(郵便番号)  電話番号							

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

	(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

	(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	



使用済自動車又は解体自動車から 分離した部品、材料その他の 有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車 の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の 保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

5 「従業員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式 12) 規則様式第 8 (第 60 条関係)

許 可  
破砕業 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

松 本 市 長 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 68 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第	号
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）						
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限								
<p>役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏 名</th> <th>役職名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所			
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所						
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏 名</th> <th>役職名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所			
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所						
<p>法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏 名	住 所				
(ふりがな) 氏 名	住 所							

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の 氏名	
住 所	(郵便番号)   電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	

排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式 13) 規則様式第 10 (第 63 条関係)

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

松 本 市 長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の名及住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	



解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法	
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

備考1 △印の欄は、記入しないこと。

2 「変更に係る破碎業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式 14) 規則様式第 7 (第 58 条関係)

解体業変更届出書

年 月 日

松 本 市 長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について  
変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必  
要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式 15) 規則様式第 11 (第 64 条関係)

### 破産業変更届出書

年 月 日

松 本 市 長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について  
変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必  
要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

### 役員等の変更に係る新旧対照表

※ 役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および 100 分の 5 以上出資している者の変更について記載すること。

新 役 員 等			旧 役 員 等		
役職名	氏 名	出資の割合	役職名	氏 名	出資の割合

注 1) 新旧ともに全ての役員を記載すること。

注 2) 新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

## 解体業廃業等届出書

年 月 日

松 本 市 長 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 64 条の規定により届け出ます。

- 1 許可番号及び許可年月日
- 2 廃業等の理由 死亡・合併・破産・解散・廃業
- 3 廃業等をした日
- 4 届出をした者と廃業等をした解体業者との関係  
相続人・元役員・破産管財人・清算人・本人
- 5 保管している使用済自動車又は解体自動車の取扱い

## 破砕業廃業等届出書

年 月 日

松 本 市 長 様

(郵便番号)  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 72 条の規定により届け出ます。

- 1 許可番号、許可年月日及び事業の範囲
- 2 廃業等の理由 死亡・合併・破産・解散・廃業
- 3 廃業等をした日
- 4 届出をした者と廃業等をした破砕業者との関係  
相続人・元役員・破産管財人・清算人・本人
- 5 保管している解体自動車等の取扱い

## 誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注 1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害罪）、第 206 条（現場助勢罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集罪）、第 222 条（脅迫罪）若しくは第 247 条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注 2）のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注 2）のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

注 1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注 2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住所

\_\_\_\_\_

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

\_\_\_\_\_

事業計画書及び収支見積書 (解体業)

年 月 日 現在作成

1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種 (乗用車、大型車) を含む。)

(フロー概略図を添付)					
業務時間	:	~	:	従業員数	人
				休業日	

2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主 な 引 取 先				

3. 解体実績

年 度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日



4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	( 台 )	保管量の上限	( 台 )
現在保管量	( 台 )	現在保管量	( 台 )

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で( )に記入すること

6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月 ) )		今度の見込み (年間)	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
経費	ウ				
	うち廃棄物処理委託費 エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注) )				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業計画書及び収支見積書 (破碎業)

年 月 日 現在作成

1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。)

(フロー概略図を添付)					
業務時間	:	~	:	従業員数	人
休業日					

2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主 な 引 取 先				

3. 破碎実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 (m <sup>3</sup> )	保管量の上限	m <sup>3</sup>
現在保管量	台 (m <sup>3</sup> )	現在保管量	m <sup>3</sup>

6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 ( 年 ) (決算月 ( 月 ) )		今後の見込み (年間)	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
経費	イ				
	うち廃棄物処理委託費 ウ				
営業利益	エ = ア - イ				
営業外損益	オ (主に支払利息 (注) )				
経常利益	カ = エ + オ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前 年 度 末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

## 添付書類の省略について

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(解体業許可申請書・解体業許可の更新申請書・解体業変更届出書) の提出に当たり、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した解体業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業許可の更新申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した解体業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

### 記

- 1 解体業の用に供する施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、付近の見取図（住宅地図等の写し）
- 2 1 に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、先に加え、賃貸借契約書の写し）
- 3 事業計画書及び収支見積書
- 4 連絡先

## 添付書類の省略について

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(破砕業許可申請書・破砕業許可の更新申請書・破砕業の事業の範囲の変更許可申請書・破砕業変更届出書) の提出に当たり、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業許可の更新申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業の事業の範囲の変更許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した破砕業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

### 記

- 1 破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、付近の見取図（住宅地図等の写し）
- 2 1 に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）
- 3 事業計画書及び収支見積書
- 4 連絡先

## 住民票等の省略について

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

今回の申請にあたり、\_\_\_\_\_年 月 日付けで許可された、(都道府県・市名)\_\_\_\_\_

(許可番号)\_\_\_\_\_の許可証の写しを提出し、住民票等の添付を省略します。

### 【参考】

#### 1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。

〈自動車リサイクル法〉

・解体業の許可 ・破碎業の許可 ・破碎業の変更許可

〈廃棄物処理法〉

・産業廃棄物収集運搬業の許可

・産業廃棄物処分業の許可

・産業廃棄物処理業の変更許可

ただし、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 (有)・無」、「廃棄物処理法施行規則第9条の2 第5項 (同第10条の4第5項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第11条第8項)の規定による許可証の提出の有無 (有)・無」と記載されたものを除く。

#### 2 省略できる添付書類

・本人の住民票の写し及び登記事項証明書

・役員住民票の写し及び登記事項証明書

・株主等の住民票の写し及び登記事項証明書又は商業・法人登記の登記事項証明書

・政令で定める使用人の住民票の写し及び登記事項証明書

・法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

#### 3 留意事項

・更新の申請の際には、省略できないこと。

・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。

・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

## 連絡先等

### 1 申請者（本社）の住所、氏名（名称）

住 所	郵便番号（      -      ） 電話番号 _____
ふりがな	
氏名 (名称)	

### 2 申請書（届出書）についての問合せ先

#### (1) 担当者の問合せ先

ふりがな			
所属部署			
ふりがな			
担当者氏名			
連絡方法	電話番号		FAX 番号
	E-mail		

#### (2) 行政書士等の代理人

ふりがな			
受託者機関			
ふりがな			
受託者			
連絡方法	電話番号		FAX 番号
	E-mail		

注) 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。  
書類の作成を委託した場合は、直接の担当者名と行政書士等の両方に記載してください。  
電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。

(参考様式)

年 月 日

(宛先) 松本市長

郵便番号  
住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

## 手数料納付申出書

以下の申請を行うに当たり、手数料を納付したいので、納付書を発行してください。

(↓該当箇所にも○印を記入)

(単位：円)

産業廃棄物収集運搬業 (積替保管)			特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替保管)		
	許可申請 (新規)	81,000		許可申請 (新規)	81,000
	許可申請 (更新)	73,000		許可申請 (更新)	74,000
	許可申請 (変更)	71,000		許可申請 (変更)	72,000

産業廃棄物処分業			特別管理産業廃棄物処分業		
	許可申請 (新規)	100,000		許可申請 (新規)	100,000
	許可申請 (更新)	94,000		許可申請 (更新)	95,000
	許可申請 (変更)	92,000		許可申請 (変更)	95,000

産業廃棄物処理施設 (焼却施設、最終処分場)			産業廃棄物処理施設 (左記以外)		
	許可申請 (新規)	140,000		許可申請 (新規)	120,000
	許可申請 (変更)	130,000		許可申請 (変更)	110,000

	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	94,000
	産業廃棄物処理施設設置者の合併又は分割の許可	94,000

自動車リサイクル法 引取業			自動車リサイクル法 フロン類回収業		
	登録申請 (新規)	3,000		登録申請 (新規)	3,500
	登録の更新申請	3,000		登録の更新申請	3,500
自動車リサイクル法 解体業			自動車リサイクル法 破碎業		
	許可申請 (新規)	78,000		許可申請 (新規)	84,000
	許可申請 (更新)	70,000		許可申請 (更新)	77,000
				許可申請 (変更)	67,000



(別紙1)

## 欠 格 要 件 に つ い て

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 62 条第 1 項第 2 号に規定する欠格要件は次のものです。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注 1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 の 3 条第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害罪）、第 206 条（現場助勢罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集罪）、第 222 条（脅迫罪）若しくは第 247 条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員も含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注 2）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注 2）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注 1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注 2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(別紙2)

## 後見等登記事項証明書について

後見等登記事項証明書は、欠格要件のうち、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定めるものに該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

### 1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

### 2 申請手続

#### (1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846 長野市旭町 1108 長野地方法務局 戸籍課 電話番号：026-235-6611
--

#### (2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階） 東京法務局 民事行政部 後見登録課 電話番号：03-5213-1360（ダイヤルイン）
---

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00020.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00020.html)）等でも入手できます。

ウ 申請書に、1通につき300円の登記印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

### 3 ご不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

(別紙3)

松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針

令和3年4月1日  
松本市環境エネルギー部長

(趣旨)

第1 この指針は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(令和2年条例第63号。以下「条例」という。)を運用するための指標として、処理施設の設置等に係る設置場所の選定及び周辺地域の範囲の設定について定めるものとする。

(設置場所の選定)

第2 廃棄物の処理施設(以下単に「処理施設」という。)を設置し、又は設置しようとする者(以下「施設設置者」という。)は、処理施設の設置場所を選定するときは、次に掲げる事項(処理施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する工業地域又は工業専用地域(積替保管施設を設置する場合にあってはこれらのほか準工業地域を含む。)に設置する場合にあっては、第2号ア(ウ)の事項を除く。)を勘案しなければならない。

(1) 周辺地域の区域内の法令等による土地利用規制の状況

(2) 次に掲げる施設の設置状況

ア 集中する場合において、環境負荷の増大について特に注意を要する施設

(ア) 他の処理施設(その設置に当たり、条例第39条各号で定める許可申請等を要するものに限る。)

(イ) 市町村が設置する一般廃棄物処理施設で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3の規定による届出を要するもの

(ウ) 公害関係法令による規制対象施設で、(ア)及び(イ)に掲げる施設以外のもの

a 悪臭を発生する施設にあっては、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第2条第1項で定める特定悪臭物質を排出する施設

b 放流水を発生する施設にあっては、次に掲げる施設

(a) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項で定める特定施設

(b) 公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号。以下「県公害防止条例」という。)第2条第1項第5号で定める特定施設

c 騒音を発生する施設にあっては、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項で定める特定施設

d 振動を発生する施設にあっては、振動規制法(昭和51年法律第64号)第2条第1項で定める特定施設

e 排出ガス又はばい煙を発生する施設にあっては次に掲げる施設

(a) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項で定めるばい煙発生施設

(b) 同条第5項で定める揮発性有機化合物排出施設

(c) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第2項で定める特定施設

(d) 県公害防止条例第2条第1項第6号で定めるばい煙発生施設

f 粉じんを発生する施設にあっては次に掲げる施設

(a) 大気汚染防止法第2条第9項で定める一般粉じん発生施設

(b) 同条第10項で定める特定粉じん発生施設

(c) 県公害防止条例第2条第1項第7号で定める粉じん発生施設

イ 近接する場合において、生活環境の保全について特に配慮を要する施設

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に掲げる児童福祉施設で、国が設置したもの、都道府県若しくは市町村が児童福祉法第35条第2項若しくは第3項の規定に基づき設置したもの又は同条第4項の規定により国、都道府県若しくは市町村以外の者が都道府県知事の認可を受けて設置したもの

(イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項又は第2項の認定を受けた施設及び同条第3項の規定による公示がされた施設(認定こども園)

(ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める教育施設

(I) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5で定める施設

- (オ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3で定める老人福祉施設、同法第29条に規定する有料老人ホーム、医療法第1条の6で定める介護老人保健施設等、多数の高齢者が集団で利用する施設
- (カ) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項で定める水道施設
- (3) 廃棄物の搬入又は搬出経路の幅員等の道路の状況及び交通状況
- (4) 処理施設において地下水をくみ上げ、又は表流水を用いる場合にあっては、取水方法、取水量及び周辺地域における水利用の状況
- (5)次に掲げる環境質等
  - ア 大気質
  - イ 水質
  - ウ 地下水
  - エ 騒音
  - オ 振動
  - カ 悪臭
  - キ 交通安全

（周辺地域の範囲）

第3 条例第36条の周辺地域は、次に掲げる処理施設の種類の種類に従い、当該各号で定める距離（いずれも処理施設の存する事業場の敷地と隣地との境界線（以下「敷地境界線」という。）からの水平距離とする。）内の区域を基本とする。

- (1) 積替保管施設 概ね50メートル
  - (2) 廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設 次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離
    - ア 硫黄酸化物の最大着地濃度出現距離を推測できる場合 当該距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）
    - イ 排出ガス量等を推測しがたい場合 計画煙突高さの30倍に当たる距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）
    - ウ 排出ガス中の硫黄酸化物の排出量が大气污染防治法第3条第1項の規定による排出基準値の概ね10%以下になることが見込まれる場合 ア及びイの規定にかかわらず、概ね500メートル
  - (3) 堆肥化施設等の臭気について配慮を必要とする施設 次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離
    - ア 処理能力が5トン/日未満の場合 概ね500メートル
    - イ 処理能力が5トン/日以上の場合 概ね1キロメートル
    - ウ 悪臭の発散を防止するための設備を備え、かつ、負圧に保たれた処理施設内で悪臭を生じる作業が行われる場合 ア及びイの規定に関わらず、第5号で定める距離
  - (4) 最終処分場 概ね1キロメートル
  - (5) 第1号から前号までのいずれにも該当しないもの 概ね200メートル
- 2 放流水を排出する処理施設（処理施設からの放流水が公共の水域に流入する場合に限る。）にあっては、前項に定めるところによるほか、当該公共の水域における低水量が放流水の量の概ね100倍となる地点（水量等を推測しがたい場合にあっては放流地点からの流下距離が概ね1キロメートル）までの水域（当該水域の底面及び沿岸（水に常時接する部分に限る。）を含む。）を周辺地域とする。
- 3 施設設置者は、周辺地域を決定するときは、前2項に定めるところによるほか、地形、処理施設の種類の種類、処理を行う廃棄物の種類、処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）、第2第5号に掲げる環境質等を総合的に勘案するものとする。

(別紙4)

松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針

令和3年4月1日  
松本市環境エネルギー部長

(趣旨)

第1 この指針は、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(令和2年条例第63号。以下「条例」という。)を運用するための指標として、事業計画概要説明会及び事業計画説明会(以下「説明会」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(主催者)

第2 説明会は、事業計画者が主催する。

(説明会の開催に関する調整)

第3 事業計画者は、あらかじめ説明会の開催等について、原則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を窓口として、説明会の開催日程及び会場等の調整を行うこととする。ただし、これによりがたい事情があるとき又は該当する者が少数であるときは、それぞれの区分に該当する者に個別に対応することができるものとする。

(1) 周辺地域内に住所又は居所を有する者 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第2項第1号から第3号まで及び第4項に定める要件を満たすものに限る。以下「町会」という。)で、その区域に周辺地域の一部又は全部を含む町会の代表者(以下「町会の代表者」という。)

(2) 周辺地域内に事務所又は事業場を有する者 周辺地域に事務所若しくは事業場を有する事業者が構成員である商店会等の団体の代表者又は町会の代表者

(3) 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第33条第1号に定める農業、林業又は漁業を営む者 当該営む者が加盟する協同組合の長又はその支部長等

2 事業計画者は、前項の調整を行うときは、事業計画概要書(収集運搬業に係る事業計画協議にあつては事業計画書)の写し(添付書類を含む。)を交付するものとする。また、条例第41条第1項及び第47条第1項の市長の公表の後において関係住民から請求があった場合も同様とする。

(説明会の開催に係る周知の方法)

第4 説明会の開催に係る周知は、下記に掲げる方法の全部又は一部により、説明会(これが複数回あるときはその最初のもの)の開催の日の概ね2週間前までに完了するよう努めるものとする。

なお、条例第41条第2項又は第55条第3項の規定による周知の方法もこれに準じるものとする。

(1) 文書図画の配布

(2) 電話又は対面による通知

(3) 町会等を通じた回覧等

(4) その他補助的な方法

ア 街頭宣伝活動

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(周辺地域において相当数の購読がなされているものに限る。)への広告の掲載又は折込広告

ウ 有線放送

エ 自社ホームページへの掲載と当該ホームページアドレスの周知

オ その他周辺地域の状況を考慮して事業計画者が適当と認める方法

(説明会の開催日時)

第5 事業計画者は、関係住民が参加しやすい曜日、時間帯等に配慮して説明会の開催日時を決定するものとし、原則として深夜(午後10時から翌日の午前6時までをいう。)においては説明会を開催しないものとする。

2 事業計画者は、説明会を複数回開催するよう努めるものとする。

(説明会の開催場所)

第6 事業計画者は、原則として周辺地域内において説明会を行うものとする。

2 事業計画者は、周辺地域内に適当な施設がない場合その他やむをえない理由がある場合には、周辺地域外にある施設(原則として市内にある施設とする。)で関係住民が参加しやすい場所にあるものにおいて説明会を開催することができるものとする。

(説明の方法等)

第7 説明に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 説明者は、原則として事業計画者本人（法人にあっては代表者又は代表権を有する役員）とする。ただし、技術的・専門的な事柄について必要があるときは、使用人、コンサルタント、プラントメーカーの従業員等に説明を行わせることができる。
- (2) 文書図画以外の資料を用いて説明する場合は、その概要を印刷し配布すること。
- (3) 類似施設の実地見学により説明を行う場合は、できるだけ多くの関係住民がこれに参加できるよう配慮すること。
- (4) 説明には、次の事項を含めること。
  - ア 立地場所の選定理由（新規の許可申請等に係る事業計画協議の場合に限り、処理施設（最終処分場を除く。）を都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する工業地域又は工業専用地域（積替保管施設を設置する場合にあっては、これらのほか準工業地域を含む。）に設置する場合を除く。）
  - イ 最終処分場に係る計画にあっては、当該処分場を廃止した後の土地利用計画
- (5) 条例第42条（事業計画説明会にあっては条例第49条）に規定する意見書の提出先及び提出締切日を明示すること。
- (6) 質疑応答の時間を設けること。
- (7) 関係住民からの質問には誠実に回答すること。ただし、次に掲げる事情があるときはこの限りではない。
  - ア 事業計画者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとき。
  - イ プライバシーに関わる事項が含まれるとき（欠格要件に係るものを除く。）。
  - ウ その他回答をし難い特段の事情があるとき。

(説明会の状況に関する記録)

第8 事業計画者は、説明会を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を書面に記録するものとする。

- (1) 説明会の日時及び場所
- (2) 説明を行った者の氏名及び役職名
- (3) 出席者の人数
- (4) 説明及び質疑の内容

2 前項の記録には、説明に用いた資料（文書図画以外の資料を用いた場合にあつては第7(2)に規定する印刷物）を添付するものとする。

(説明会の状況に関する記録の確認)

第9 事業計画者は、第8に規定する記録（以下「記録」という。）を作成したときは、速やかにその写しを第3第1項各号に掲げる者（以下「町会の代表者等」という。）に送付するものとする。

2 前項の場合において、町会の代表者等は、記録の内容について異議があるときは当該記録が送付された日の翌日から起算して14日以内に、書面により異議を申し立てるものとする。

3 事業計画者は、前項の異議を申し立てた町会の代表者等の役職名及び氏名並びに異議の内容を記録に付記し、又は前項の書面を添付するものとする。ただし、異議に基づき記録を訂正したときを除く。

(説明会の追加開催等)

第10 事業計画者は、予定した説明会を終了した後において、多数の関係住民から質問の内容を明らかにして説明会を追加して開催するよう書面により求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。ただし、次に掲げるときはこの限りでない。

- (1) 質問の内容がすでに説明した事項に係るものであるとき。
- (2) 天災その他の特段の事情により追加開催が困難なとき。

2 事業計画者は、説明会の追加開催をしないときは、速やかにその理由を当該求めた者に、書面により通知するものとする。この場合において事業計画者は、説明会の記録の抄本及び当該説明会で使用した資料（いずれも前項の質問に関わるものに限ることができる。）を当該求めた者の代表者に送付するものとする。

3 事業計画者は、天災その他特段の事情により、前項に規定する通知を行うことが困難なときは、当該事情が止んだ後に前項に規定する通知を行うものとする。